

平成30年度行政事業レビューシート (個人情報保護委員会)

事業名	広聴・相談業務に必要な経費			担当部局庁	個人情報保護委員会事務局	作成責任者			
事業開始年度	平成30年度	事業終了 (予定)年度	終了予定なし	担当課室	総務課	政策立案参事官 松本秀一			
会計区分	一般会計								
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	個人情報の保護に関する法律第61条第2項、第4項及び第6項			関係する 計画、通知等	個人情報の保護に関する基本方針				
主要政策・施策	-			主要経費	その他の事項経費				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	当事業は、行政運営の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い、公平・公正な社会を実現するための社会基盤としてのマイナンバー制度への国民の理解を深め、また個人情報保護法に基づき、「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護する」ための事業である。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	個人情報保護法において、「個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する苦情の申出についての必要なあっせん及びその処理を行う事業者への協力に関すること」、「特定個人情報の取扱いに関する…苦情の申出についての必要なあっせん及びその処理を行う事業者への協力に関すること」及び「個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用についての広報及び啓発に関すること」が委員会の任務とされており、その任務を達成するため、電話による相談窓口を運営し、個人情報保護法の解釈等に関する一般的な質問への回答を行うとともに、個人情報、匿名加工情報及び特定個人情報の取扱いに関する苦情あっせん相談を行う。								
実施方法	直接実施								
予算額・ 執行額 (単位:百万円)		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度要求			
	予算 の 状 況	当初予算	-	-	-	42.5	54.6		
		補正予算	-	-	-	-	-		
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-		
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-		
		予備費等	-	-	-	-	-		
	計	0	0	0	42.5	54.6			
	執行額	0	0	0	-	-			
執行率 (%)	-	-	-	-	-				
当初予算+補正予算に対する執行額の割合 (%)	-	-	-	-	-				
平成30・31年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	30年度当初予算	31年度要求	主な増減理由					
	個人情報保護業務庁費	26	5.5	「新しい日本のための優先課題推進枠」34(百万円)					
	情報処理業務庁費	16.5	48.9						
	職員旅費	0	0.2						
	その他	0	0						
	計	43	55						
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	27年度	28年度	29年度	中間目標 年度	目標最終年度 年度
	-	-	成果実績	-	-	-	-	-	-
	-	-	目標値	-	-	-	-	-	-
	-	-	達成度	%	-	-	-	-	-
根拠として用いた 統計・データ名 (出典)	-								
横断的な施策に 係る成果目標 及び成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	分類	単位	27年度	28年度	29年度	中間目標 年度	目標最終年度 年度
	-	-	成果実績	円/t-CO2	-	-	-	-	-
	-	-	目標値	円/t-CO2	-	-	-	-	-
	-	-	達成度	%	-	-	-	-	-
地球温暖化対策 関係	算出方法	-	直接効果	成果実績	円/t-CO2	-	-	-	-
	-	-	目標値	円/t-CO2	-	-	-	-	-
	-	-	達成度	%	-	-	-	-	-

成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載							チェック		
定量的な成果目標の設定が困難な場合	定量的な目標が設定できない理由及び定性的な成果目標	定量的な目標が設定できない理由			定性的な成果目標と26～28年度の達成状況・実績				
		<p>本事業の成果は、電話による相談窓口による相談実績となるが、相談・問い合わせは、相談等の主体の判断によって必要性の有無が決まるものであり、目標値を設定することが困難な性質のものである。</p> <p>そのため、「(特定)個人情報の適正な取扱いの確保を図るための措置及び周知を行い、個人の権利利益を保護すること」を定性的な成果目標とする。</p>			<p>【定性的な成果目標】 (特定)個人情報の適正な取扱いの確保を図るための措置及び周知を行い、個人の権利利益を保護すること</p> <p>【27～29年度の達成状況・実績】 マイナンバー苦情あつせん相談窓口の運営を行い、苦情相談事案への対応を通じて、事業者に対し特定個人情報の適正な取扱いを周知するとともに、個人の権利利益の保護に資した。</p> <p>また、個人情報保護法相談ダイヤル(※)の運営を行い、主に事業者からの改正個人情報保護法に関する質問や個人等からの苦情相談事案への対応を通じて、個人情報の適正な取扱いを周知した。</p> <p>(※)平成29年5月29日までは個人情報保護法質問ダイヤルとして運用しており、同月30日の改正された個人情報保護法の全面施行以降、名称を変更し運用している。以下、実績値等については「個人情報保護法質問ダイヤル」「個人情報保護法相談ダイヤル」を同列で記載することとする。</p>				
事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績	代替目標	代替指標		単位	27年度	28年度	29年度	中間目標年度	目標最終年度
	苦情あつせん相談により、(特定)個人情報の適正な取扱いが図られ、個人の権利利益の保護が確保されること	苦情あつせんを行った相談事案のうち、相手方事業者による対応が図られたものの割合(27～28年度はマイナンバー苦情あつせん相談窓口のみの実績)	実績	%	100	100	100		
			目標値		-	-	-		
			達成度	%	-	-	-		
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標		単位	27年度	28年度	29年度	30年度活動見込	31年度活動見込	
	マイナンバー苦情あつせん相談窓口の相談件数(※平成27年度は10月～3月の5か月間) (注)活動内容の性格に鑑み、見込みを記載することは困難。	活動実績	件	998	1,439	1,036			
		当初見込み	-	-	-	-			
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標		単位	27年度	28年度	29年度	30年度活動見込	31年度活動見込	
	個人情報保護法相談ダイヤルの相談件数(※平成27年度は平成28年1月～3月の3か月間) (注)活動内容の性格に鑑み、見込みを記載することは困難。	活動実績	件	1,525	10,137	23,504			
		当初見込み	-	-	-	-			
単位当たりコスト	算出根拠		単位	27年度	28年度	29年度	30年度活動見込		
	マイナンバー苦情あつせん相談窓口の相談員賃金計/相談件数	単位当たりコスト 計算式	千円/件	4 4055/998	4.9 7067/1439	4.5 4645/1036			
単位当たりコスト	算出根拠		単位	27年度	28年度	29年度	30年度活動見込		
	個人情報保護法相談ダイヤルの相談員賃金計/相談件数	単位当たりコスト 計算式	千円/件	1.5 2317/1525	1.4 14428/10137	1.1 25710/23504			

政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策	個人情報の適正な取扱いの確保							
	施策	個人情報に関する広聴・相談							
	測定指標	定量的指標		単位	27年度	28年度	29年度	中間目標 年度	目標年度 年度
		「マイナンバー苦情あつせん相談窓口」の対応件数 (平成27年度は10月から3月までの5か月間) (注)相談・問い合わせは、相談等の主体の判断によって必要性の有無が決まるものであり、目標値を設定することが困難な性質のものであるため、実績値を把握し、記載するものとする。	実績値	-	998	1,439	1,036		
			目標値	-	-	-	-		
		定量的指標		単位	27年度	28年度	29年度	中間目標 年度	目標年度 年度
		「個人情報保護法相談ダイヤル」の対応件数 (平成27年度は1月から3月までの3か月間) (注)相談・問い合わせは、相談等の主体の判断によって必要性の有無が決まるものであり、目標値を設定することが困難な性質のものであるため、実績値を把握し、記載するものとする。	実績値	-	1,525	10,137	23,504		
			目標値	-	-	-	-		
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係								
	本事業の成果が、測定指標に該当する。								

事業所管部局による点検・改善

	項目	評価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	個人情報保護法において、「個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する苦情の申出についての必要なあつせん及びその処理を行う事業者への協力に関すること」、「特定個人情報の取扱いに関する…苦情の申出についての必要なあつせん及びその処理を行う事業者への協力に関すること」及び「個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用についての広報及び啓発に関すること」が委員会の任務とされており、国が実施すべき業務として必要かつ適切な事業である。 特に個人情報保護法は、平成28年5月に法改正され、平成29年5月30日に改正法が全面施行されたところであり、新たに適用対象となった中小事業者等からの相談ニーズが急増したところである。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	個人情報保護法において、「個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する苦情の申出についての必要なあつせん及びその処理を行う事業者への協力に関すること」、「特定個人情報の取扱いに関する…苦情の申出についての必要なあつせん及びその処理を行う事業者への協力に関すること」及び「個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用についての広報及び啓発に関すること」が委員会の任務とされており、国が実施すべき業務として必要かつ適切な事業である。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	個人情報保護法において、「個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する苦情の申出についての必要なあつせん及びその処理を行う事業者への協力に関すること」、「特定個人情報の取扱いに関する…苦情の申出についての必要なあつせん及びその処理を行う事業者への協力に関すること」及び「個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用についての広報及び啓発に関すること」が委員会の任務とされており、国が実施すべき業務として必要かつ適切な事業である。

事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-	
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、 一者応札又は一者応募となったものはないか。		
	競争性のない随意契約となったものはないか。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-	
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	電話による相談窓口を運営し、個人情報保護法の解釈等に関する一般的な質問への回答を行うとともに、個人情報、匿名加工情報及び特定個人情報の取扱いに関する苦情あつせん相談を行うことを目的としたものであり、その目的を遂行する上で必要最小限の経費で事業を実施した。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	電話による相談窓口を運営し、個人情報保護法の解釈等に関する一般的な質問への回答を行うとともに、個人情報、匿名加工情報及び特定個人情報の取扱いに関する苦情あつせん相談を行う体制を整備することを目的として要求しているものであり、使途を真に必要なものに限定した。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	
繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-		
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	電話による相談窓口を運営し、個人情報保護法の解釈等に関する一般的な質問への回答を行うとともに、個人情報、匿名加工情報及び特定個人情報の取扱いに関する苦情あつせん相談を行う体制を整備することを目的として要求しているものであり、かつ支出の効果として、将来のコスト削減や事務の効率化が見込まれるものである。	

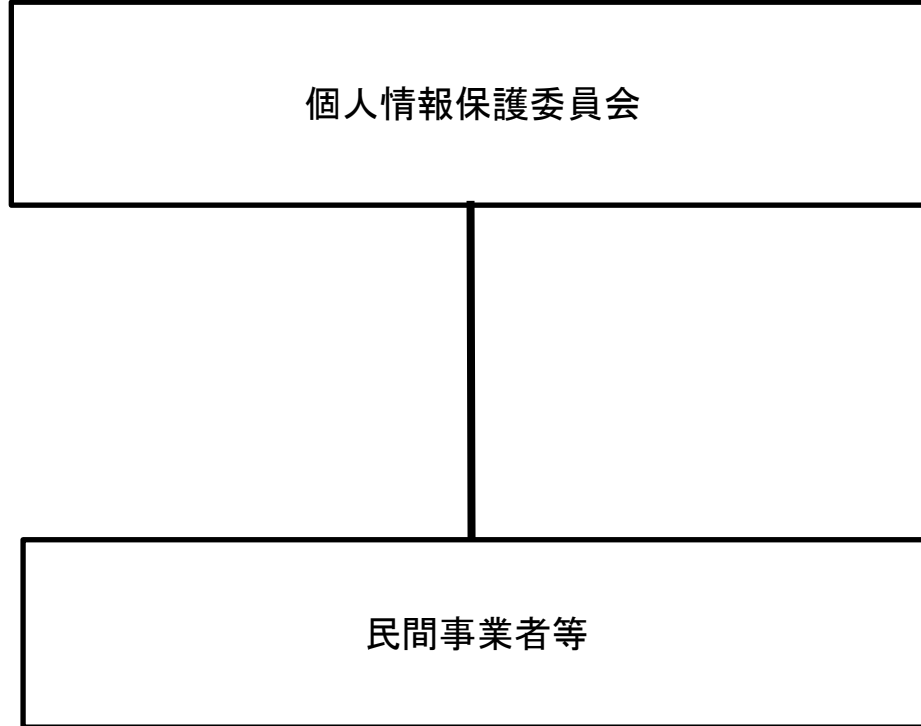
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。		-	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		-	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-	
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-	
	所管府省名	事業番号	事業名	
点検・改善結果	点検結果			
	改善の方向性			
外部有識者の所見				
○ 相談室に寄せられる相談内容は、制度への疑問点等に関する生の声という、言わば情報の宝庫なのであり、これを分析することの意義は大きい。蓄積された事例を多様な観点から分析し、国民からの問い合わせに迅速かつ的確に対応できるようにするとともに、施策の見直し等につなげることで、PDCAサイクルをしっかりと回すべき。				
行政事業レビュー推進チームの所見				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況				
備考				

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
平成26年度		平成27年度	27-0001	平成28年度	28-0001、新28-0001		
平成29年度	個人情報保護委員会 (0001)	個人情報保護委員会 (0003)					

※平成29年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

(平成30年度事業イメージ)



<一般競争契約(総合評価)等により、以下の事業を実施予定>

- ・検査情報管理システムのHW・SWの導入・保守・賃貸借等
- ・インターネットモニタリングによる情報収集に関する業務
- ・電話相談窓口業務における調査研究

資金の流れ
 (資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
 (単位: 百万円)